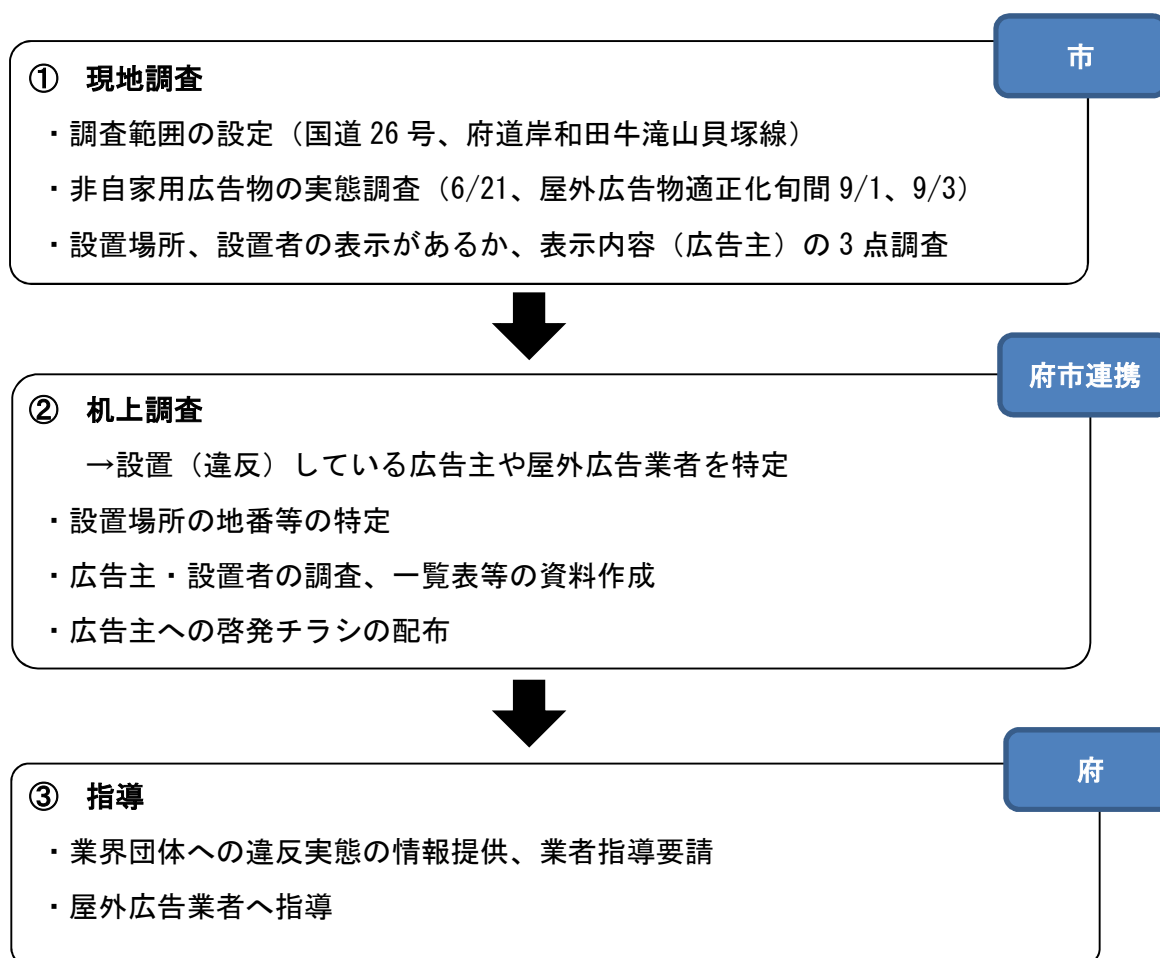


違反屋外広告物対策について

大阪府と連携した取り組みについて

国土交通省では、毎年9月1日から9月10日までを「屋外広告物適正化旬間」に設定し、屋外広告物の適正管理の促進に向け、企業や国民の意識啓発を図っている。その期間にあわせて本市でも屋外広告物の安全点検と許可申請など呼びかけを実施している。

今年度は大阪府と連携し業者指導要請等を実施予定。



参考

国道26号沿道と府道岸和田牛滝山貝塚線は、表示方法等の制限区域であり、道路両側500mまでの区域は、道路等からの後退距離や大きさなどの制限があります。

特に、100メートル以内の区域（商業地域、近隣商業地域を除く）は、非自家用広告物（自己の店舗等の建物や敷地内に設置してある自家用以外の広告物）は掲出できません。

